

ショートステイサービス利用料金表

サービス利用料金(1日あたり)

令和1年10月～

要介護度とサービス利用料金		要支援1	要支援2	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5	
サービス費	多床室	462	569	623	691	761	829	896	
※機能訓練体制加算12単位、夜勤職員配置加算13単位、サービス提供体制強化加算12単位をサービス費に加算しています。 ※送迎を行う場合は、片道184単位が加算されます。 ※介護職員等特定処遇改善加算として、施設サービス費×利用日数×2.3%頂きます。 ※介護職員処遇改善加算として、施設サービス費×利用日数×8.3%頂きます。									
食費		朝食	412円	500円	夕食	480円	1日合計	1392円	
食費負担限度額	利用者負担第1段階	300	300	300	300	300	300	300	
	利用者負担第2段階	390	390	390	390	390	390	390	
	利用者負担第3段階	650	650	650	650	650	650	650	
	利用者負担第4段階	1,392	1,392	1,392	1,392	1,392	1,392	1,392	
居住費	利用者負担第1段階	多床室	0	0	0	0	0	0	
	利用者負担第2段階	多床室	370	370	370	370	370	370	
	利用者負担第3段階	多床室	370	370	370	370	370	370	
	利用者負担第4段階	多床室	855	855	855	855	855	855	
負担合計(1日)	利用者負担第1段階	多床室	762	869	923	991	1,061	1,129	1,196
	利用者負担第2段階	多床室	1,222	1,329	1,383	1,451	1,521	1,589	1,656
	利用者負担第3段階	多床室	1,482	1,589	1,643	1,711	1,781	1,849	1,916
	利用者負担第4段階	多床室	2,709	2,816	2,870	2,938	3,008	3,076	3,143

区分	対象者
利用者負担第1段階	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方、生活保護等を受給されている方
利用者負担第2段階	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で合計所得額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方
利用者負担第3段階	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で上記第2段階以外の方
利用者負担第4段階	市町村民税課税世帯の方
利用者負担第4段階	現役並み所得者(同一世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいて、収入が383万円以上、2人以上520万円以上の方)

※食費について

負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

(例えば)

利用者負担第3段階の方であれば、食費の「負担限度額」は650円であるので、朝食のみ(400円)の場合は補足給付は行われず、朝食と昼食(900円)の場合であれば「負担限度額」との差額250円が補足給付されることになる。